

訪問看護ステーションあまりりす運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業は、健康保険法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえ、利用者の意志を尊重し、生活の質の確保を重視し、健康管理と日常生活動作の維持・回復を図るようかかりつけ医が必要を認めた在宅患者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供し支援する事を目的とする。

第2条 訪問看護事業の実施にあたり、愛と智と美の精神に基づき、地域の医療・保健・福祉機関や自治体介護保険関連事業所との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

(職員の種類及び員数)

第3条 事業所には次の職員を置く。ただし必要に応じて職員を増員又は、臨時の職員を置くことができる。

管理者	1名（看護師兼務）
看護師	10名以上（内1名 管理者兼務）
その他の職員	必要に応じて他の職種（精神保健福祉士等）の職員を置く

(職務の内容)

第4条 管理者は、健康保険法、介護保険法及び、関係法令並びに監督官庁の指示に従い、所属職員を指導管理し、関係機関との連携を図り、適切な訪問看護が行われるよう総括する。

第5条 職員は管理者の命を受けそれぞれの職務に従事する。
看護師は、医師の指示に基づき利用者の立場に立った訪問看護の提供に従事する。

(訪問日及び訪問時間)

第6条 訪問看護ステーションの訪問日及び訪問時間を、次に定めるものとする。

訪問日

下記の休日を除く月曜日から土曜日とする。

国民の祝日、年末年始（12月30日～1月3日、1月4日の午後）、
開院記念日（8月15日）

訪問時間

月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）

土曜日（午前9時～午後1時）

(訪問看護提供の実施地域)

第7条 訪問看護の通常の実施地域は次の地域とする。
函館市（旧戸井町、旧恵山町、旧榎法華村、旧南茅部町を含む）全域とする。
ただし、利用者と相談の上それ以外でも訪問看護を提供する。

(訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護にあたっては、訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき、看護師などが訪問し、在宅において介護支援等の看護を提供する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護の内容については、次のとおりとする。

- (1) 病状の観察
- (2) 清拭・洗髪・入浴の介助及び指導
- (3) 食事に関する看護
- (4) 排泄に関する看護
- (5) 体位変換
- (6) カテーテル類の交換及び管理
- (7) 褥瘡・創傷処置に関する看護
- (8) リハビリテーション
- (9) 家族への介護指導
- (10) 医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護中に利用者の病状の急変等が生じた場合、すみやかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。

(基本利用料)

第11条 訪問看護を提供したときは、基本利用料として法で規定する額の支払いを利用者から受け取るものとする。

(その他の利用料)

第12条 利用者の申し出により次の訪問看護を提供したときには、その他の利用料として、その金額の支払いを利用者から徴収する。

- (1) 交通費は実施地域の範囲を超えた片道5km以上500円を徴収する。
- (2) 訪問時間外、超過料金は別に定める金額を利用者より徴収する。

(領収書の交付について)

第13条 基本利用料及び、その他の利用料の支払いを受けたときは、それぞれの費用ごとに区分記載した領収書を利用者へ交付するものとする。

(虐待防止に関する対応)

第14条 高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努める。また、虐待が発生した場合、客観的かつ速やかに事実確認を行い市町村及び関係機関へ報告するとともに「虐待防止マニュアル」に基づき、被虐待者の権利と生命の保全を最優先して行動する。

(ハラスメントに対する対応)

第15条 事業者は、職員間及び取引業者、関係機関の職員、利用者・家族との間において、互いにハラスメントが発生しないよう、必要な整備を行う。また、発生時には「ハラスメント対策マニュアル」に従って直ちに報告・対応する。

(事業継続に関する対応)

第16条 自然災害・感染症拡大、その他不測の事態による事業中断、復旧の遅れを防ぐため、BCP（事業継続計画マニュアル）の策定・点検等を行い、発生時にはマニュアルに従って被害を最小限にとどめ、事業継続の対策を講じる。

(衛生管理等)

第17条 (1) 事業者は看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努める。看護師等が感染源となることを予防し、また、看護師等を感染の危険から守るために使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる。
(2) 感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を行い、衛生管理の徹底や衛生的ケアの励行を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 (1) 設置場所は、函館市湯川町2丁目15番3号に設置し、看板で表示する。
(2) 職員は、業務上知り得た個人情報・秘密を保持する。
(3) 訪問看護ステーションは、社会的使命を充分認識し、職員の質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備する。
(4) 利用者・家族からの苦情については、管理者が窓口となり速やかに対応する。
(5) 帳簿等記録の保存は訪問看護完了の日より、5年間保管することとする。

この規程は平成20年2月1日から施行する。

(変更履歴)

附則 平成20年12月8日

第14条 その他の運営についての留意事項 1) 住所変更

附則 平成21年10月18日

第3条 職員の種類及び員数について

附則 平成22年5月10日

第3条 職員の種類及び員数について

附則 平成22年9月1日

第3条 職員の種類及び員数について

附則 平成22年10月17日

第3条 職員の種類及び員数について

附則 平成23年3月22日

第3条 職員の種類及び員数について

附則 平成23年8月1日

第3条 職員の種類及び員数について

- 附則 平成 23 年 9 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 24 年 6 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 24 年 7 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 24 年 7 月 27 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 24 年 8 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 1 月 7 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 4 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 5 月 7 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 7 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 8 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 25 年 10 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
第 14 条 その他運営についての留意事項について 5) 帳簿など記録類の保管期間変更
- 附則 平成 25 年 11 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 26 年 1 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 平成 30 年 6 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 令和元年 8 月 13 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 令和元年 9 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 令和 5 年 9 月 1 日
第 3 条 職員の種類及び員数について
- 附則 令和 6 年 3 月 1 日
第 14 条 虐待防止に関する対応について
第 15 条 ハラスメントに対する対応について
第 16 条 事業継続に関する対応について
第 17 条 衛生管理等